

行動システム理論によるバンジュール憲章 採択過程の分析

—地域機構による国際的な規範の受容と調整—

五十嵐 美 華

目次

はじめに

第1章 方法論としての行動システム理論

第2章 バンジュール憲章の採択

第1節 バンジュール憲章採択の過程

第2節 バンジュール憲章の特徴—アフリカの特性と発展の権利—

第3章 国際的に容認された規範のバンジュール憲章への導入過程

—行動システム理論による分析—

第1節 国際共同体における人権概念の変化

第2節 アフリカにおいて受容された人権

おわりに

はじめに

人権は、人間が人間として生まれながらに、かつ、すべての人が平等に享有する権利である。この意味において人権は概念としての普遍性を有する。現代は世界人権宣言や国際人権規約、国連憲章といったヨーロッパ発祥の人権概念が多くの国々に受け入れられている。しかし一方で、文化的多様性の重要性も認められている。それに呼応する動きとして、1993年のバンコク宣言やチュニス宣言の採択が挙げられ、ヨーロッパ以外の文化圏にも、アジアの人権やイスラム的人権、アフリカ的人権等、それぞれの文化に即した人権概念が存在すると、人権の文化的多様性も主張されるようになってきている。

このように、人権概念には普遍的な側面と文化相対的な側面が存在する。また、従来人権は

一元的に国家が保障すべきものとされてきた。国内の憲法等において規定され、国家が保障するものとして考えられてきた。しかし、国家が人権を保障しない、人権侵害する側になるといふ事態においては、国家に代わって国際社会が人権を保障することが求められている。ただし、国連を中心とする普遍的とされる人権概念はヨーロッパ起源のものがほとんどであるため、地域によってはうまく機能しない場合や、その土地に定着しない場合がある。なぜなら、人権は伝統や文化、慣習と密接に結びついているためである¹⁾。また、その人がどう人間らしく生きるかは、文化によって異なる。

その齟齬を解消する試みの1つとして、ヨーロッパほどキリスト教的な価値観に馴染み深いとは言えないアフリカにおいて成立したバンジュール憲章が挙げられる。本稿では、地域機構であるアフリカ統一機構（Organization of African Unity、以下 OAU。2000年に African Union（以下 AU）に改組）が1981年に採択した「人及び人民の権利に関するアフリカ憲章（African Charter on Human and Peoples' Rights、以下バンジュール憲章）」の採択過程と、OAUを取り囲んでいた当時の国際社会について考察し、また、アフリカの文脈で人権問題がいかにつまみとられ、いかに実現されようとしたのかについて分析を行う。このことは、異なる文化的背景や経済的事情を持つ主体が併存する国際社会の中で、「人権」及び「人権の尊重」の実現を目指す際の1つのモデルとなるであろう。

これまで人権の地域機構による保障に関する研究といえば、欧州連合（European Union、以下 EU）の人権保障制度の分析等、ヨーロッパが中心であった。しかし、キリスト教的な価値観に馴染みのあるヨーロッパと、それ以外の地域における保障メカニズムは異なる面も多く存在すると推察される。加えて、国際機構による人権保障メカニズムにおける加盟国や NGO 等の行動者の行為を分析している先行研究はあるものの、それを普遍的な価値と文化相対的な価値の調和という視点を含めて分析しているものは少ない。また、法制度は各々の社会に固有の法、宗教、伝統等と密接に関わりながら生成される²⁾。そのため、法制度単体ではなく、社会全体という側面から考察することによって、生成の背景やその法制度の意義がより明らかになる。

分析の際、その方法論として廣瀬和子の行動システム理論を用いる³⁾。国際社会を国際共同体という1つのシステムとして捉え⁴⁾、廣瀬の行動システム理論を用いることによって、国際社会の以下の3つの側面をリベラリズムやリアリズムといった既存の国際関係理論よりも明確に分析することが可能となるためである⁵⁾。第一に、全体と個の関係を捉えることができる。国際社会において行動者は、自身の利益のみならず、他国や国際社会全体との関わりも考慮に入れて行動する。また、個の行動によって、国際社会全体の構造が変動することもある。つまり、この理論では全体と個の関係を切っても切れないものとして把握する。第二に、複雑性を捉えることができる。非国家主体と言われる行動者が強い影響力を持つようになってきた今日

において、もはや国家間関係のみで国際社会を分析することはできない。実際には、政治システムや経済システムなどの様々なシステムや、また、法や価値体系、理念に代表されるようなシステム間を媒介するようなシステムが存在する。つまり、国際社会は複数のシステムと、その相互連関によって構成される複雑システムであり、この理論を用いることでその特性を捉えることが可能になる。第三に、因果関係を含む相互連関関係を捉えることができる。システム間の相互連関関係は、システムの変化は他の変化の原因になり結果になるということの意味する。全体と個の関係、また、システム間の関係を捉え、その相互連関関係から国際社会の変動を把握することが可能となる。

本稿ではバンジュール憲章の採択過程を通じて、複雑性と流動性を持つ国際社会とその中の一主体としての OAU の関係を明らかにし、「人権の尊重」がいかに達成されようとしていたのかを明らかにすることを目的とする。

第1章 方法論としての行動システム理論

本章では、方法論とする廣瀬の行動システム理論について概説する。廣瀬の行動システム理論では、行動者間のインプット・アウトプット関係である行動を分析の出発点に起き、それが相互作用している行動者の集合をシステムとする⁶⁾。この理論では、システムには、第一にシステムの要素であるか判断する基準が存在すること、第二に集合を構成するメンバーの間に、特定の相互連関が存在することの2つの成立要件がある⁷⁾。また、1つの行動原理で行動する行動者の集合を単一システム、単一システムの集合を複雑システムと呼ぶ⁸⁾。

各システムは、それぞれ機能的必要を持つ。さらに、システムの機能的必要を満たすために、システム分化が行われる。システム内で下位システムが分化し、その下位システムが相互連関しつつ機能することによって上位システムの機能的必要を満たすのである。加えて、全体としての上位システムと、個としての下位システムも相互連関関係にあり、各システムの構造が維持されるためには、その機能的必要が達成されなければならない⁹⁾。

また、システムはその相互作用の過程を個々の行動者に分割することのできない1つの単位として把握される¹⁰⁾。行動者は、上位のシステムからはその内部はブラックボックスとされ、行動者自体を分析する際には行動者を単一のシステムとして捉える。この意味で何をシステムとし、何を行動者とするかは相対的であり、研究目的による¹¹⁾。

上述のように、廣瀬は行動を分析の出発点としている。行動システムは、利害行動、役割期待行動、シンボル行動の3つの行動と、それに対応するシステムに分けることができる¹²⁾。第一に、利害行動とは、行動者の利益または利害を達成することを目的とするものである。利害行動の相互連関のシステムを利害システムと呼び、利害システムは「強者の理」のようなそ

れ自身の論理か、役割システムやシンボル・システムの介入によってもたらされる均衡状態という形で維持される¹³⁾。

第二に、役割期待行動と役割システムについてであるが、集団の中に存在する行動者は、行動者自身の利害のみを動機として行動をするのではない。行動者が所属する全体としてのシステムの目標を達成するために期待される行動を役割期待行動といい、その相互連関関係を役割システムと呼ぶ¹⁴⁾。加えて、廣瀬は社会における行動者の相互連関について、直接的相互連関と間接的相互連関の2つを提示し、以下のようなものだとしている。直接的相互連関の社会は、行動者の利害によって動機付けられた行為の総和であるとされ、この社会では利害システムが強調される。対して、間接的相互連関の社会においては役割システムが強調され、社会全体としての相互連関は行動者の基本的な関係の集積ではないとされる。間接的相互連関では、相互連関過程ないし行動様式は社会的事実¹⁵⁾であることが多く、行動者はそれに影響を受ける¹⁶⁾。

直接的相互連関、間接的相互連関という型によって強調される側面の違いはあるが、現実社会において個の論理である利害行動と、全体としての集団から期待される役割期待行動は相互連関関係にある。では、いかに両者は連関するのか。そこで、行動システムの第三の要素として、利害システムと役割システムを媒介する機能を持つシンボル・システムの存在が挙げられる。シンボルとは、法や価値観、道徳などを指す。そのシンボルによって統制された行動をシンボル行動という。シンボルは、利害や役割といった実態としての現実からは切り離され、実態を表示・伝達し、シンボル・システムという独自の体系を作る¹⁷⁾。

では、そのシンボル・システムは、いかに利害システムと役割システムと媒介するのか。廣瀬は、社会の相互連関の型による違いとともに、社会化の過程と社会制御の過程の2方向から述べる。まず社会化の過程とは、利害システムから役割システムへの媒介過程を指す。直接的相互連関をする社会では、各行動者の利害対立から直接システム全体の機能的必要が共通利益として形成され、役割分化も自動的になされる。間接的相互連関の社会では、行動者の相互作用が繰り返行われた結果、その行動様式がシンボル・システムを形成するようになり、さらにはそのシンボル・システムが行動者の間接的相互連関を媒介するようになる¹⁸⁾。

次に、役割システムから利害システムの媒介過程である社会制御では、役割期待が内面化され行動者の動機の一部となる必要がある。直接的相互連関においては、共通利益や役割期待は行動者によって自明のものであるため、役割期待は必ずしも独立のシンボル・システムによって保障される必要はない。対して、間接的相互連関の社会では、社会全体の利益や役割期待は自明であるとは言えない。各行動者がその内容を知っているとは限らず、そのため役割期待は各行動者に自動的に実現されるわけではない。そこで、役割期待の内容がシンボル・システムによって表示される必要があるのである¹⁹⁾。

ここで「共通利益」という言葉が出てきたが、それはいかなるものであろうか。共通利益は、行動者間の直接的相互連関を通じて形成され、個別利益の総和として考えられるか、または個別利益と全体の利益との間に直接の対応がつく集団全体の利益である。共通利益は、行動者の直接の話し合いによる利害の調整によって形成される。一方、間接的相互連関の過程では一般利益が形成される。一般利益は、全体の利益であるとみなされるものが必ずしも個別利益の総和ではなく、また全体の利益と個別利益との間に直接の対応関係もないが、個々の行動者に全体の利益として認知され、行動者の行動に影響を与えるものである²⁰⁾。

共通利益や一般利益と並んで、「共同利益」という言葉が用いられることがある。現代の国際社会を分析対象とする際には、共同利益が適切である。一般利益は、社会の個々の構成員の利益とは区別される社会全体の抽象化された利益であり、何が一般利益であるかを決定するのは厳正で公正なる第三者である。すなわち、一般利益は国家という枠内でのみ具体化することが可能な概念であり、超国家的機関の存在しない国際社会においては認められない²¹⁾。また、共通利益の「共通」という言葉は、ただ単に構成員に共通している利益という意味合いが強調される。加えて、伝統的な国際関係、すなわち、以前の直接的相互連関の側面が強く、より関係的であった国際社会は、自国の利益の追求に専念する国家で構成されており、必要に応じてその時々に関係を確立するものであった²²⁾。つまり、場あたりの関係であり、一度国家間で構成された共通利益とされるものも一国の政策が変わってしまうと共通ではなくなってしまう可能性がある。共通利益は、不安定で、恒久的ではなく、時間的にかなり限定されるものである。一方、共同利益は、安定しており、ある程度恒久的な利益であると言える。現代の制度化が進む国際社会においては、自己の利益ではないが、それが社会の一般的な利益であると認められるということを当該利益が自国に直接関係しない国も認めることがある²³⁾。共同利益は、自国の利益に優先されるべき性質のものであり、国際社会における共同利益の実現の試みは、「人類の福祉および安寧」の達成という理念に基づく場合に国際公務務ともみなされる²⁴⁾。

さらに、廣瀬はシンボル・システムの形成に着目して、単一社会と複合社会という分析概念を挙げ、以下のように述べている。一般的なシンボル・システムが存在する社会を単一社会と呼び、それが存在せず複数の部分シンボル・システムが並存する社会を複合社会と呼ぶ。単一社会においては、上位のシンボル・システムが複数の下位のシンボル・システムを統一的に体系づけている。そのため、1つの社会の中に多数の価値基準が存在しても、メンバーの正当性根拠は一致しており複数の役割間においても統一的なシステムが形成される。ただし、すべての社会がそうであるとはいえない。複合社会においては、複数のシンボル・システムが存在する。複数のシンボル・システムが存在しそれらが統一的ではないということは、同一の社会内であっても行動の際にメンバーが依拠する正当性根拠が異なり、また、都合に応じて任意の

「正当性」を選択することも可能となるのである²⁵⁾。

第2章 バンジュール憲章の採択

第1節 バンジュール憲章採択の過程

本稿が焦点を当てるバンジュール憲章の採択を行った OAU は、国際社会という場での人権保障メカニズムにおいて「人権の尊重」という共同利益を持ち、利害システム、役割システム、シンボル・システムの3つの相互連関によってその行動を起こした。では、その相互連関はいかなるものであろうか。この節では、それらについて行動システム理論による分析を試みる前に、バンジュール憲章採択の過程について概説する。

第二次大戦後の国際社会の大きな1つの変化として、非植民地化の動きがある。1960年は「アフリカの年」とも言われ、17か国のアフリカ諸国が独立を果たした。それらの国々は国連にも加盟し、その勢いのままに同年1960年に植民地独立付与宣言（決議1514（XV））が、1962年には経済的自決権ともいえる「天然資源に対する永久主権」の決議（決議1803）が採択された。かつて植民地支配の下にあった地域が、国際社会で多数を占める重要なメンバーとなったのである。しかし、これらの新しく独立した発展途上国を待っていたのは、法的に植民地主義支配から脱した後においても、依然として経済的には先進諸国に従属させられる、新植民地主義支配であった。アフリカ諸国はその状況を打破すべく、植民地主義の後遺症である南アフリカのアパルトヘイトに強く反対し、それまでの国際経済秩序に対抗して新国際経済秩序（New International Economic Order, NIEO）の形成を国際社会に求めた。

さらに、アフリカ諸国は、植民地主義、新植民地主義への対抗のため統一を試みる。1963年5月に「アフリカ統一機構憲章（Charter of the Organization of African Unity）²⁶⁾」が採択され、アフリカ全体の地域機関である OAU が設立された。OAU は、「アフリカ諸国の統一及び団結を促進すること」（憲章第2条 a）を目指し、それによってアフリカ諸国の「主権、領土保全及び独立を防衛すること」（憲章第2条 c）、「アフリカからあらゆる形態の植民地主義を根絶すること」（憲章第2条 d）を、その主な目的とした。人権についても、OAU 憲章では直接の規定こそされていないものの、無視していたわけではなかった。「国際連合憲章及び世界人権宣言を十分に尊重して、国際協力を促進する」（第2条 e）と人権に触れた規定を設けている。

このように OAU 憲章では国連憲章と世界人権宣言の尊重について述べているが、実際に独立後のアフリカ諸国において人権が十分に尊重されているかといえば、そうではなかった。ウガンダのイディ・アミン（Idi Amin）政権²⁷⁾ や中央アフリカのジャン＝ベデル・ボカッサ（Jean-Bédél Bokassa）政権²⁸⁾ などを行った残虐行為を含め、各所で人権侵害が行われてい

るのが実情であった。しかし、OAUはそれらのアフリカ諸国内の人権侵害に対しては沈黙を貫いていた。OAUには内政不干渉の原則（憲章第3条2）があり、国家の維持に固執し、その結果紛争解決に向けて積極的に行動しなかったのである²⁹⁾。その一方でアパルトヘイト政策を強く非難していたOAUは、ダブル・スタンダードという批判を受けることとなった³⁰⁾。

このような状況の中でOAUがバンジュール憲章の採択にまで至ったのは、アフリカ大陸内外の行動者、そして国連の働きかけが大きく影響している³¹⁾。アフリカに地域的な人権保障メカニズムをつくろうとする試みは、ナイジェリアの首都ラゴスで開催された国際法律家委員会主催の「法の支配に関するアフリカ会議³²⁾」（1961年1月）に端を発する。この会議の決議において、アフリカ人権条約の制定が可能か否かについて研究を行うことがアフリカ政府に要請された。その後も、国連主催の「アフリカに特に関連した地域人権委員会の設立に関するセミナー³³⁾」（1969年9月）や、「アフリカの法律手続きと個人に関するアフリカ法律家会議³⁴⁾」（1971年4月）等、複数の場においてアフリカ人権委員会の設立について合意が形成された。1973年10月には国連の人権部会とタンザニア政府との共催で「アフリカの問題と必要とくに特に配慮し、人権を伸長するための新しい方法と手段を研究するセミナー」が開かれ、OAUの主導で、アフリカの人権条約を準備する必要がある、人権を伸長し保護することを目的としたアフリカ委員会の設立を目指し、そのために適当な措置をとることを求めた1969年のセミナーの勧告に同意する旨の決定を行った³⁵⁾。さらに、1979年9月10日から11日間にかけて、国連主催でリベリアのモンロビアにおいて「アフリカに特に関連した地域的人権委員会の設立に関するセミナー³⁶⁾」が開催された。ここではアフリカ人権委員会の構成と権限が討議され、「全アフリカ人権委員会設立のためのモンロビア提案」が採択された。このモンロビア提案で示された委員会の構成・権限については、その後バンジュール憲章制定時にモデルとして参考とされた³⁷⁾。この他にも、1978年8月の「人権に関するフリータウン宣言」（アフリカ弁護士協会第3回総会）や1978年にナイジェリアでの国連人権委員会の会議で地域的な人権保障機構を作るために援助を与えることを国際連合に要請する決議が採られるなど、国際社会においてアフリカにおける地域人権保障システムの設立への関心が高まってきたのである。

国際社会のこのような時流を受けて、OAUは1979年11月28日から「人権と人民の権利に関する憲章草案作成のための専門家委員会」を開く。ケバ・ムバイエ（Kéba Mbaye）を議長としてセネガルの首都ダカールで開催されたこの委員会では、前文と本文63か条からなる草案（ダカール草案）が作成された³⁸⁾。この時、のちに詳しく述べるように、当時セネガル大統領であったレオポルド・セダール・サンゴール（Léopold Sédar Senghor）が、のちのバンジュール草案の起草方針に影響を与える演説を行った。

ダカール草案は、1980年6月にガンビアのバンジュールで開催されたOAUのアフリカの法務大臣等を招いた閣僚会議において検討され、1980年6月の第1回の会合で草案の11か条

が、1981年1月の第2回の会合で残りの条文の審議が行われ、新しく4か条が付け加えられることになり、バンジュール草案が完成する。これが1981年6月27日、ケニアの首都ナイロビで開催された第18回 OAU 国家・政府首脳会議でバンジュール憲章として採択されることになった。

第2節 バンジュール憲章の特徴—アフリカの特性と発展の権利—

このような過程で採択されたバンジュール憲章は、前文と本文68か条から成る。バンジュール憲章の特徴として、第一に憲章全体を貫くアフリカ固有の歴史的社会的な特殊性の強調、第二に第3世代の人権とその他民主主義の確立に必要な人権の併置が挙げられる³⁹⁾。

第一の特徴について、バンジュール憲章前文では「人及び人民の権利の概念に関する諸国の考え方に影響を与え、それを特徴づける諸国の歴史的伝統の美点並びにアフリカ文明の価値を考慮に入れ」ることを明記し、第29条7項では「寛容、対話及び協議の精神をもって、社会の他の成員との関係において積極的にアフリカ文化の価値を保持しかつ強化すること」を個人の義務と規定している。

アフリカの伝統的な価値観では、個人はトーテムの原型すなわち共通の先祖または守護神に支配された集団に溶け込んでいるとされる⁴⁰⁾。アフリカで生きることは個人であることの権利を放棄することであり、それは他者との協調、生者と死者、自然環境と人々あるいはそれに息吹を与える精神との安念と、平和に協力的にやっていくことを目的としている⁴¹⁾。このことをバンジュール憲章では「すべての個人は、自己の家族及び社会、国並びにその他の法的に認められた共同体及び国際社会に対する義務を有する」(第27条1項)とし、「すべての個人は、差別なくその同胞を尊重しかつ思いやり、並びに、相互の尊敬及び寛容を促進し、擁護しかつ強化することをめざした関係を維持する義務を有」し(第28条)、「家族の調和ある発展を保持し、家族の結合と尊敬のために努めること、及び、いかなる時にも両親を尊敬し、困窮の時に両親を扶養すること」(第29条1項)、「自己の肉体的及び知的能力を提供することによって国家社会に奉仕すること」(同2項)、「社会及び国の連帯を、特にそれが脅かされたとき、保持しかつ強化すること」(同4項)、「自己の才能のすべてを尽くし、常に、また、すべての段階において、アフリカの統一の促進及び達成に貢献すること」(同8項)と定めている。

また、アフリカ諸国がかつて長い期間植民地主義に苦しんできた共通の歴史を持っていることを見過ごすことはできない。バンジュール憲章では、アフリカの植民地的な状況からの解放への強い意欲が示されている。前文において「植民地主義、新植民地主義、アパルトヘイト、シオニズムを撤廃し、かつ侵略的な外国の軍事基地及びあらゆる形態の差別」を除去し、「アフリカの完全な解放を達成すべき諸国の義務」について規定しており、これは OAU 創設の目的が反映されているものと推察される。

第二の特徴について、バンジュール憲章では、「人民の権利」として発展の権利とその他の権利が定められている。「人民の権利」の中には、「すべての人民は、平等であり、「いかなることも人民が他の人民によって支配されることを正当化しない」とする人民の平等（第19条）、「すべての人民は、生存の権利を有」し、「疑う余地のない、かつ、譲りえない自決の権利を有する」とし、「すべての人民は、その政治的地位を自由に決定し、並びに自らが自由に選んだ政策に従ってその経済的及び社会的発展を追求する」とした人民の自決の原則（第20条）、「すべての人民は、その富及び天然資源を自由に処分」し、「略奪が行われた場合には、略奪された人民はその財産を合法的に取り戻し、かつ、十分な補償を受ける権利を有する」（2項）とし、「締約国は、その人民がその国家資源から得られる利益を十分に享受しうるように、あらゆる形態、特に国際的独占企業により行われる外国の経済的搾取を排除することを約束する」（5項）とした富及び天然資源に対する権利（第21条）、「すべての人民は、その自由及び独自性を十分に尊重し、かつ人類の共同遺産を平等に享受して、経済的、社会的及び文化的に発展する権利を有する」（1項）とし、「国は、個別的又は集団的に、発展の権利の行使を確保する義務を有する」（2項）とする発展の権利（第22条）、「すべての人民は、国家及び国際の平和と安全保障に対する権利を有」し、「国際連合憲章によって暗黙に確認され、かつ、アフリカ統一機構憲章によって再確認された連帯と友好関係の原則が、国家間の関係を支配する」とした国家及び国際社会の平和と安全に対する権利（第23条1項）、「すべての人民は、その発展に好ましい一般的に満足すべき環境に対する権利を有する」とする環境に対する権利（第24条）が定められている。

この2つの特徴は、バンジュール憲章の起草段階から読み取れる発展の権利の重視から生じている。

1979年11月28日から12月8日の「人権と人民の権利に関する憲章草案を作成するための専門家委員会」の開会の際、サンゴールが演説を行い、憲章の趣旨について説明した⁴²⁾。その中で、彼は「人民の権利」が発展途上国であるアフリカにとって特に重要であり、それを構成するものとして、「発展の権利、及び、国家の連帯が十分それに応えるべき必要のある他の権利、すなわち、平和と安全の権利、健全な環境の権利、人類の共同遺産の公正な分配に参加する権利、適正な国際経済秩序を享受する権利、最後に天然の富と資源に対する権利」を挙げ、これらが強調されることを希望した⁴³⁾。また、サンゴールは、「すべての権利は発展の権利として記される。発展の権利は、すべての経済的、社会的、文化的権利、さらには市民のおよび政治的権利を統合するからである」⁴⁴⁾とし、発展とは生活の質の変化であり、単に経済的成長だけを意味するものではないとしている⁴⁵⁾。

サンゴールのこの主張は、彼自身がそれまで主張していたネグリチュードやアフリカ社会主義から出てきたものである⁴⁶⁾。サンゴールにとってネグリチュードは、アフリカの文化的、

経済的、社会的、政治的諸価値の総体であり、アフリカの社会主義を復元させるものであった⁴⁷⁾。サンゴールのアフリカ社会主義は、個人主義的・物質主義的であるヨーロッパの社会主義が行き詰まりつつあることを指摘し、そこに集団と生命とに基礎を置くアフリカ的価値を注入して、そこから生まれる弁証法的に止揚された新しい人道的社会主義によってこれからの社会をリードして行くべきであるという主張であった⁴⁸⁾。

加えて、サンゴールはヨーロッパの社会は「個人の集まり」であるのに対して、アフリカの社会は集団が個人に優越し、個人の活動や必要性よりも連帯を重視する⁴⁹⁾社会であるとする。この共同体主義がアフリカ社会主義の本質⁵⁰⁾であるとし、発展とは「共同体におけるすべての人の完全な発展を、共同体によって自由に選ばれた方法で実現すること」⁵¹⁾であるとした。この意味でアフリカにおいて共同体と発展は不可分のものであり、共同体は発展のために必要なものでもあった。それは個別の人間の発展についても例外ではない。サンゴールは、ヨーロッパにおいて人権は集団や団体に対して個人を守ることを可能にする武器と捉えられているとし⁵²⁾、さらに、孤独と隔離をヨーロッパの自由の代償として挙げており、それによって他者との関係によってのみなされる人格の成長が妨げられているとしていた⁵³⁾。これに対してアフリカの共同体においては、人格の実現は個別性の追求ではなく、精神的な生活の探求によってなされるものであるとしている⁵⁴⁾。

バンジュール憲章で個人に課せられる義務の規定の制定についても、サンゴールは共同体や精神的な発展と結びつける。「アフリカにおいては、個人の権利は、家族やその他の共同体が各人に保障する権利の中に含まれている。アフリカの権利は儀礼の形をとり、家族や共同体に対する義務と不可分である」⁵⁵⁾とする。アフリカの共同体社会においては、「自己の可能性や独自性の発展は社会の中で社会によってのみ、他者との結合によってのみ可能であり」、「そのため自己の生活を強化するのみならず、他者の存在を実現することも人の義務である」⁵⁶⁾としている。

サンゴールが述べた憲章の趣旨からも明らかのように、OAUは発展途上国の立場とアフリカ地域固有の価値観からアフリカにおける人権を導き出し、共同体への参加を通じての「人権の尊重」を行おうとした。OAUはアフリカの共同体主義的な人権をバンジュール憲章によって実現し、国際共同体の目的を達成しようとしたのである。

第3章 国際的に容認された規範のバンジュール憲章への導入 —行動システム理論による分析—

OAUのバンジュール憲章採択という行動は、「人権の尊重」を共同利益とする国際共同体内のシステムの変化の過程で生じたものであると考えられる。では、OAUはいかに行動した

のか、またその行動の場である国際共同体はいかなるものであったのか。このことについて行動システム理論を用いて分析する。

第1節 国際共同体における人権概念の変化

国際共同体には、それ自身の目的ないし目標（＝機能的必要）がある⁵⁷⁾。これは国際共同体を1つの役割システムとして把握する場合の前提である⁵⁸⁾。本稿の分析対象の場合、「人権の尊重」が国際共同体における共同利益と捉えられる。国際共同体をこの共同利益の達成を目指す1つの役割システムとする⁵⁹⁾。

ただし、目的ないし目標を設定したからといって、それらは自動的に達成されるわけではなく、それが達成されるように役割構造を法に代表されるシンボル・システムによって決める必要がある⁶⁰⁾。役割構造が決定されると、実際これに基づいて行動者が行動した結果が、役割構造によって期待され、目的の実現となっているかの評価を行う必要がある。目標の達成に貢献する構成要素は、その存在を保障され、システムは維持される。貢献しない構成要素は、変化を余儀なくされ、これを通してシステムの変動が生ずる⁶¹⁾。では、その評価はいかに行われるのか。システムの評価のされ方には2通りある。①システム間の相互連関やそれに基づく各位相の循環構造の中で、評価は相互に自動的に行われる。②もしくはこのシステムを構成する国家や国際組織やサブナショナルな構成要素の意志や行動に焦点を当てて、主観的に、あるいは行動者の相互連関による総意によって評価・不評価が決まり、システムの維持・変動が決まる⁶²⁾。

バンジュール憲章採択の際のOAUの行動には、このどちらの要素もある。①の結果、それ以前のシステムは不評価とされた。つまり、旧植民地国の独立という変化により、国際共同体の目的を達成するに適わなくなったため⁶³⁾、それまでの人権と異なり国内のみならず国際共同体全体で「第三世代の人権」も含めた「人権の尊重」という目的を実現するための協力関係が必要になり、そのための行動指針を新たなシンボル・システムで示す必要があることを国際共同体は自覚しつつあった。また、OAU自身もそれまでのシステムに不評価の判断をし(②)、国際共同体の変化を受容し促進したのがバンジュール憲章の採択である。

では、まずOAUが行動した国際共同体はいかなるものであったのか。本節では、行動システム理論を用いてこの分析を行う。

人権は、個人が、人類に属するという事実のみに基づいて、すべての人が平等に持つ権利である。国際社会を構成する諸行動者は、このような人権の重要性を否定していない。世界人権宣言や国際人権規約、国連憲章といった人権保障の枠組みは、個別の国家の利益の擁護ないし実現のためではなく、国際社会全体の理念の実現のために西洋非西洋を問わず受け入れられている。今日の国際共同体において、「人権の尊重」は共同利益であることは疑いようがない。

過去数世紀から現在にわたって議論されているように、人権に関しては様々な意味が与えられているが、これは人権の内容を発展させてきた歴史的継続と変遷の過程を反映している⁶⁴⁾。ユネスコの「人権と平和」部会の部会長をしていたカレル・ヴァサク (Karel Vasak) が世界人権宣言採択 30 年を記念し 1977 年に講演を行い、そこでそれまでの人権を 2 つに分け、さらに新しい人権概念の導入の必要性を主張した。啓蒙時代に獲得された市民的自由権を指す「第一世代の人権」、産業革命時代を象徴する政治的、社会的、経済的公平に関連する「第二世代の人権」、そしてそれらに加えて「第三世代の人権」という新しいアプローチが必要になってきていることを示した⁶⁵⁾。

繰り返しになるが、第二次大戦後の国際社会における大きな変化の 1 つとして、それまで植民地として抑圧されてきた地域が次々に独立してきたことが挙げられる。そのような国々は発展途上国として独立したものの、依然として植民地支配の影響が残っており、経済的にはずっと貧困状態が続いていた。そのような状況下で、人々が人間らしい生活を守ろうとする場合、国際社会全体で協力しなければ、本当の意味での「人権の尊重」を達成することはできないとして「第三世代の人権」が主張されるようになった。国際共同体において、「第一世代の人権」と「第二世代の人権」のみでは、その機能的必要である「人権の尊重」を満たすには不十分であるとされた。つまり、それまでのシステムに不評価の判断が下され、システムの変化の必要性が生じたことになる。

「第三世代の人権」に属するものとしてヴァサクは「発展の権利」、「健康で調和のとれた環境に対する権利」、「平和の権利」、「人類の共同遺産を所有する権利」を挙げている⁶⁶⁾。この中でも「発展の権利」は、1972 年にセネガルのムバイエが、ストラスブールの人権国際研究所において「人権としての発展の権利」の講演をした際に初めて人権として主張された。

ムバイエは、「本当の意味での「発展」とは、生活水準の向上であり、各人がよりよく生きることではなければならない。そうした生活水準を図る要素となるのは、健康、食糧の消費と栄養、教育、雇用と労働条件、住居、社会保障、衣服、余暇と自由である。これらを高めるためには、経済成長だけでなく、社会的文化的な面での進歩が伴わなければならない。つまり、人間的な広がりを与えることが必要である。発展することとは、量的にも、質的にも人の生活をより良くすることである。」とし、経済発展なしには人権を享受できないとしたテヘラン宣言の言葉を引用し、人権と発展の間には「相互に関わる弁証法的な過程が存在している」とした⁶⁷⁾。

ムバイエのこの主張の背景には、国際社会の「発展」についての認識の変化がある。「発展」といえば、当初は経済的な発展を示すものであった。第二次大戦後まもなく、発展途上国や貧困にあえいでいる国々に対して国連を中心とする開発援助が行われた。しかし、いくら物質的な経済援助をしても、依然として人々の生活は良くなり、人間らしい生活に結びつかない。

そのため、開発援助においては単に物質的な面だけではなく、もっと精神的、文化的な側面をも含めて援助しなければならないと開発援助の方向性が変化してきた⁶⁸⁾。

1968年に国際人権会議で採択された「テヘラン宣言」では、「経済的先進国と発展途上国との間の格差の拡大は、国際社会における人権の実現を妨げている」と指摘されている。「人権及び基本的自由は不可分であるから、経済的、社会的及び文化的権利の享受なしには、市民的及び政治的権利の完全な実現は不可能であり、「人権の実施における永続的な進歩の達成は、経済的及び社会的発展に関する、健全で実行的な国内的及び国際的政策に依存する」としている。

こうした考え方は国連にも取り入れられ、1970年に国連総会で採択された「第二次国連開発の10年」の戦略は、「発展の究極の目標は、個人の福祉の持続的な進歩をもたらす、すべてのものに利益を与えるものでなければならない。不当な特権、極端な富裕や社会的不正が存続するならば、発展は、その基本的な目的を達成しえない」⁶⁹⁾とし、1979年の国連貿易開発会議においてもヨハン・ガルトゥング（Johan Galtung）が、「発展とは人間性の発展を意味するものである」ことを述べ、経済的な発展は目的に向かっての手段であること、発展の目的はすべての人間をいかに発展、向上させるかということを目指さなくてはならないとしている⁷⁰⁾。また、1979年10月に国連大学とハーグ国際法アカデミーの共催で開かれ、国際司法裁判所の判事ヤルネ・ジャン・ドゥピュイ（R. J. Dupuy）等著名な国際法学者も参加した「国際的レベルにおける発展の権利」のコロキウムでは、発展の権利は人間性を開花させるための権利であり、そのために必要な人権を総括した総合的な権利であることを確認している⁷¹⁾。「発展」を、単なる物質的な面だけで捉えるのではなく、人間としての基本的なニーズをいかに満たし、人間性をいかに開花させるかという捉え方の重要性が高まってきていたのである。

そして1986年12月には、「発展の権利」を人権として認め、その内容を明らかにすることを目的とした「発展の権利に関する宣言」が国連総会に採択されることになった（決議41／128）。「発展の権利に関する宣言」前文では、「発展とは、人民全体及びすべての個人が、発展とそれがもたらす諸利益の公正な分配に、積極的かつ自由に、また有意義に参加することを基礎として、彼らの福祉の絶えざる増進をめざす、包括的な経済的、社会的、文化的及び政治的過程である」とし、「とりわけ市民的、政治的、経済的、社会的及び文化的権利の否認によって生じている、発展並びに人間及び人民の完全な自己実現に対する重大な障害の存在を憂慮し」、「すべての人権及び基本的自由は不可分かつ相互依存的であり」、「発展を促進するためには市民的、政治的、経済的、社会的及び文化的権利の実施、促進及び保護に、同等の注意及び緊急の配慮が払われなければならないこと、したがって、ある種の人権及び基本的自由の促進、尊重及び享受は、他の人権及び基本的自由の否認を正当化することはできない」と表明している。

このように、人権問題を考える上で国際社会の社会構造そのものの歪みを解決する必要性が認識され、人が人として生きるための権利としての人権の創設を余儀なくされたのである。当時の国際共同体は、新たに独立した旧植民地諸国がそのメンバーとなることでそれまでのシステムから変化した。発展途上国の実情とニーズが現実から抽出され、そしてそれは発展途上国のみならず国際共同体全体に伝達され、それによって共同利益である「人権の尊重」の意味が変化し、開発の概念や「第一世代の人権」「第二世代の人権」との関係で組織化され、「発展の権利宣言」を含む新たなシンボルが誕生し、国際共同体の機能的必要の達成に向けて機能するよう変化した時代であった⁷²⁾。

第2節 アフリカにおいて受容された人権

OAUのバンジュール憲章採択という行動は、「人権の尊重」を共同利益とする国際共同体内のシステムの変化の過程で生じたものである。この節では、そのOAUの行動に焦点を当て、分析を行う⁷³⁾。

OAUという行動者について、バンジュール憲章採択過程を考察するにあたっては、シンボル・システムとしてはOAUの設立根拠であるOAU憲章、サンゴールの思想にも表れているアフリカの伝統的な人権概念が挙げられる。その他、世界人権宣言や国連人権条約といった国際共同体レベルの人権条約もOAUの行動を構成するシンボル・システムの一部である。この国際共同体レベルの人権条約は、間接的相互連関の結果社会化されたシンボルであろう。国際共同体において人権保障に関する行動とその相互作用が繰り返し行われた結果、その行動様式がシンボル・システムを形成する。間接的相互連関の社会では、そのような行動様式や相互作用は社会的事実になっていることが多く、行動者はそれに影響を受けることになる。OAUも例外ではなく、OAU憲章で国連憲章と世界人権宣言の尊重について言及し、間接的であれど人権についての規定を持っていた。

また、バンジュール憲章採択時には「発展の権利に関する宣言」こそ採択されていなかったが、発展途上国の独立を皮切りにした国際共同体における発展についての意識の変化（本章第1節）もシンボルの社会化の過程にあった。発展を経済的な側面のみならず、人間としての基本的なニーズをいかに満たし、人間性をいかに開花させるかを重視した発展の権利の考えは、発展途上国としてのアフリカの立場と、アフリカの価値観を踏まえて人権の実現を目指すサンゴールの主張にも表れている。

利害システムとしては、OAU憲章でも強調されその設立の目的となっているアフリカ諸国の統一の促進、植民地主義及び新植民地主義への抵抗、アフリカ地域外からの干渉の回避、それからアフリカの価値観に基づく自己主張⁷⁴⁾が挙げられる。加えて、欧米諸国からの援助の獲得もその1つである。

当時アメリカ大統領ジミー・カーター（Jimmy Carter）によって進められていた「人権外交」と、ロメ協定に人権条項を挿入させようとした EC 提案は、アフリカ諸国、特に人民の支持を失い、対外援助に頼って辛うじて持ち堪えている人権侵害政権にとっては無視できるものではなかった⁷⁵⁾。カーター政権は、重大な人権侵害を行っている外国政府に対して、経済・軍事援助を削減もしくは停止をする政策を展開した。1975年に修正された対外援助法第116条aは、人権侵害国に対する二国間援助を禁止し、さらに「アフリカ開発銀行」も含む多数国間経済援助については、財務長官が派遣されているアメリカ代表に対して人権侵害を行っている国家への融資に反対するよう指示すべきであるとし、1977年には全ての国際金融諸機構に対してこの規則が導入された⁷⁶⁾。

EC 閣僚理事会は、ロメ協定に基づいて行われた援助が人権侵害を行っている政府の人権侵害の継続に利用されないように、1977年に「ウガンダ指針（Uganda Guidelines）」を採択し⁷⁷⁾、それに加えて「輸出所得安定化制度（Stabilization of Export Earnings）」での援助についてもその悪用を阻止し、自国民の市民的・政治的権利を侵害している ACP（African, Caribbean and Pacific）諸国に対する援助の停止を制度化するため、第二次ロメ協定の中に人権条項を入れることを提案した⁷⁸⁾。しかし、最終的に第二次ロメ協定では人権について言及されることはなかった。OAUがモンロビアでの第16回国家・政府首脳会議において、アフリカにおける人及び人民の権利についての憲章草案を準備するため、できるだけ早く専門家の会合を召集することを事務総長に要請する決定をしたためである⁷⁹⁾。この決定は、アフリカ諸国内で発生した人権問題をアフリカ内部で解決する意思があることを示すことになり、第二次ロメ協定の中に人権条項を挿入する必要性を減退させたが、ECの提案がOAUのこの決定に与えた影響もかなり大きかったであろう⁸⁰⁾。

OAUも国際共同体全体の役割システムを意識している。このことは、前述のバンジュール憲章の採択過程で国連などの動きから影響を受け、OAU自身も採択に向けての行動を起こしてきたことから明らかである。加えて、OAUの関心の変化からも役割システムの意識をみることができる。前述したように、OAUは当初、植民地主義をアフリカから一掃するために統一することを目的として設立された。そのため1970年代までOAUの主たる人権の関心事は植民地問題と南アフリカのapartheid政策であり、加盟国内の人権問題の解決について消極的であった。例えば、1964年のルワンダにおけるツチ族によるツチ族の虐殺及び1972年から1973年のブルンジにおけるツチ族の虐殺について、OAUは何も積極的な役割を果たしていない⁸¹⁾。しかし、ウガンダのアミン、中央アフリカのボカッサの残虐な行為は、OAU加盟国の内政不干渉原則に固執する態度を変えていく⁸²⁾。

例えば、1975年にアミンを議長として第12回OAU国家・政府首脳会議が開催されたが、タンザニア、ザンビア、ボツワナの3国はアミン政権による人権侵害を理由にこれを欠席し

た⁸³⁾。また、タンザニアは1979年4月に自衛権の範囲を大幅に逸脱してウガンダに侵攻し、その結果アミン政権を転覆させたが、このタンザニアの行動は同じく1979年7月にモンロビアで開催された第16回 OAU 国家・政府首脳会議においても大きな批判はなかった。また、同会議においてウガンダの新大統領ビナイザ (Godfrey L. Binaisa) は、加盟国内の人権侵害に消極的な態度をとっていた OAU を批判し、OAU は赤道ギニアのマシアスや中央アフリカのボカッサによる残虐行為を非難すべきであると提言した⁸⁴⁾。

仏語圏の中央アフリカのボカッサによる1979年の人権侵害についても、アフリカの変化が見て取れる。仏語圏のアフリカ諸国はこのボカッサによる事態を重く見て、1979年5月の第6回 仏語圏アフリカ諸国首脳会議 (Franco-African Conference of Heads of State and Government) においてその実態の調査を行うため、アフリカ人法律家で構成される国際調査委員会を派遣することが決定された。OAU は結局、ボカッサの人権侵害について正式な非難決議を採択することはなかったが、OAU 加盟国においては人権尊重について関心の重心が移行しつつあり、このこともバンジュール憲章採択の一要因となった⁸⁵⁾。

この3つのシステムが均衡して、OAU はバンジュール憲章の採択に至った。これは、当時の国際社会共同体でその目的である「人権の尊重」という機能的必要を満たそうとした結果である。OAU は利害システムを持ち、それを追求する行動者でもある。しかし、OAU の行動は単純な利己的合理的な行動ではない。OAU も一定の条件や構造上の一定の与件すなわちすでに存在していた社会的事実、つまり、それ以前から構築されていた「人権の尊重」を目的とした国際共同体秩序や国連をはじめとした他の行動者の行動からも影響を受けている。内政不干涉原則に固執していた OAU が、国際社会におけるアフリカの人権保障への関心の高まりを見過ごさず、アフリカ内部の人権侵害にも無関心な態度ではなくなったという変化は、OAU の利害行動のみでは説明ができない。OAU も社会的事実が存在する間接的相互連関の社会に組み込まれ、その結果バンジュール憲章の採択に至った。

また、国際共同体は複合社会である。複合社会においては複数のシンボル・システムが存在し、またそれらは統一的ではないことがある⁸⁶⁾。OAU も国際共同体レベルの世界人権宣言や国連人権規約等のシンボル・システムを取り入れている。ただし、OAU 加盟国は発展途上国という立場にあり、人権概念についてもヨーロッパ起源の人権概念のみならずアフリカ社会主義的な人権概念に基づく「人権の尊重」を主張した。これは、他の行動者とは異なるシンボル・システムに依拠してアフリカにおける「人権の尊重」を志向し共同利益の達成を目的としたものである。

そのバンジュール憲章は、前述したようにアフリカの伝統的な価値観と発展途上国としての立場を盛り込み、人権問題をアフリカ自身で解決する姿勢の表れでもあり、利害システムの達成にも貢献している。つまり、OAU は、国際共同体の中で期待される役割行動をすでにシン

ボル・システムによって伝達され、内面化しつつある「利己的な行動者」になりつつあったのである⁸⁷⁾。

おわりに

本稿では、「人権の尊重」を共同利益とする国際共同体において、OAUのバンジュール憲章採択の行動の分析を行った。

国際共同体は複雑であり変動する。それゆえ、国際共同体の実態を表示・伝達する働きを持つシンボル・システムも変動し、また国際共同体を制御し組織化し直す。「人権の尊重」も例外ではなく、変化してきたシンボル・システムである。初めに国家に抑圧されてきた人間が、人間らしく生きるためにまず自由平等が求められ、その後自由平等だけでは済まない経済社会的な人権問題が生じ、さらには人間性を開花させるための総括的な権利として、「発展の権利」が求められるようになった。これらは、どれも人間が人間らしく生きるために必要となる土台の提供であり、その意味で「人権の尊重」は共同利益であり続けている。

OAUも様々なシステムから成り立つ複雑な行動者であって、システムとしてその内部を問うことができる⁸⁸⁾。国際共同体におけるアフリカの人権保障への関心の高まりと国際共同体の変化を考慮に入れ、その上でアフリカの共同体主義的な人権の実現によって、「人権の尊重」に貢献をしようとした。バンジュール憲章というシンボル・システムは、OAUの利害と役割を架橋し、矛盾ないし折り合いをつけた結果である。OAUは、自己の利益追求にのみ走るのではなく、また、所与の社会構造や制度の中で盲目的に求められる役割を遂行するのでもなく、利害と役割の矛盾する2つの動機を併せ持ちながら、両者の間に折り合いをつけたのである⁸⁹⁾。

本稿では、バンジュール憲章の採択過程を通じてOAUと国際共同体の関係を全般的に分析した。今後は、以下のようなより詳細な分析が必要である。

国際共同体の下位システムとしての行動者について、OAUを主として取り上げたため本稿では扱いきれなかったが、「第三世代の人権」は発展途上国側からの主張が多くあった。その中にはOAU加盟国も入っており、国際共同体、OAU、そしてその加盟国の相互連関関係も今後考慮に入れて分析する必要がある。また本稿では、ネグリチュードやアフリカ社会主義について、バンジュール憲章の草案作成の過程からサンゴールの主張をメインに扱ったが、他にもジュリウス・カンバラゲ・ニエレレ（Julius Kambarage Nyerere）などサンゴールとは異なる視点でアフリカの社会主義を唱えた人物もいる。今後はアフリカの価値観についてもより広範な分析を行い、アフリカにおける人権概念について考察を深める必要がある。

また、バンジュール憲章それ自体やそれに関する発展についても今後動向を追っていく必要

がある。バンジュール憲章の採択はアフリカにおける人権保障を促進させたことは疑いようがない。しかし、憲章が採択されたということそれだけでは、実際のアフリカの人々の苦悩は取り除かれない。近年 AU は国際刑事裁判所に反発の姿勢を示し、それに伴ってアフリカ司法人権裁判所の設立を決定するも未だに設置されていないなど、アフリカにおける人権保障の実施には課題が多く残る。

加えて、現代においてはさらにグローバリズムが進展しており、その中で多様性の確保の重要性も認められている。本稿はアフリカの社会主義的な人権概念を取り上げたが、アジアの人権やイスラム的人権などが主張され、人権の文化的多様性についても重みが増している。そのような国際共同体においては、「人権の尊重」を達成する際、「文化的多様性の確保」についても共同利益になり、シンボル・システム内の下位システムが機能連関する可能性がある。そのため、行動システム理論を多元性を持つシンボル・システムの考察により適するものに改良を試みる必要があると考える。

注

- 1) 千葉正士『世界の法思想入門』、講談社、2007年、35頁。
- 2) 同上。
- 3) 廣瀬和子『国際法社会学の理論 複雑システムとしての国際関係』東京大学出版会、1998年など、廣瀬の著作複数を参考。また、詳細は本稿第1章で扱う。
- 4) 廣瀬は、国際社会を国際共同体という1つシステムとして捉えることによって、そこに行動者の間接的相互連関を見ることができるとする（廣瀬和子「国際社会の構造と平和秩序形成のメカニズム」廣瀬和子他編『新国際学—変容と秩序』、東京大学出版会、1995年、111頁）。また、ビトリアもすべての民族に妥当し、全人類に普遍的に当てはまる法の存在から、普遍的人類社会なる全体社会について説いている（伊藤不二男『ビトリアの国際法理論』、有斐閣、1965年、48-49頁）。
- 5) 廣瀬和子『国際法社会学の理論 複雑システムとしての国際関係』東京大学出版会、1998年、2-6頁。
- 6) 同上、15頁。
- 7) 同上、16-17頁。
- 8) 同上、33頁。
- 9) 同上、21-31頁。
- 10) 同上、18頁。
- 11) 同上。
- 12) 利害システム、役割システム、シンボル・システムや、直接的相互連関及び間接的相互連関、単一社会及び複合社会なる概念は、いずれも分析の際の理念型として構成されたものである（廣瀬和子『紛争と法—システム分析による国際法社会学の試み—』勁草書房、1970年、152頁）。
- 13) 廣瀬、前掲書（注5）、39-40頁。
- 14) 同上、46頁。
- 15) デュルケムは、社会現象は、社会的要因に依存しているため個人に還元することはできないとし、個人は社会的事実によって行為を強いられると主張した（N. アバークロンビー他『新しい世紀の社会

学中辞典』、丸山哲央監訳、ミネルヴァ書房、1996年、378頁）。

- 16) 廣瀬、前掲書（注5）、48-50頁。
- 17) 同上、57-58頁。
- 18) 同上、82-84頁。
- 19) 同上、84-85頁。
- 20) 廣瀬、前掲論文（注4）、115頁。
- 21) 龍澤邦彦『宇宙法上の国際協力と商業化』、興仁舎、1993年、229頁。
- 22) 同上。
- 23) ただし、直接的相互連関の側面がなくなったわけではない。共同利益は、完全に国益を離れたものではない。共同の利益であると同時に、その利益が個々の国家にとって、何らかの形で国益として認められるという側面も持つ。長期的にしる中期的にしる、何らかの形で自国に利益をもたらすことを国家は認識している。あるいは、それを為すことによって、国際社会が平和になれば、それは自国の利益になる。共同利益についても、利害システムと役割システムの均衡の結果生じるものである。
- 24) 龍澤、前掲書（注21）、233頁。また、ウェントは、人間の本質的なニーズと社会的な調和の関係性から議論を進展させ、理念も利益になりうるとしている (Wendt, Alexander. *Social Theory of International Politics*, Cambridge University Press, Cambridge, 1999, pp.130-133)。
- 25) 廣瀬、前掲書（注12）、158頁。
- 26) OAU 憲章の訳は、香西茂・安藤仁介編『国際機構条約・資料集』、東信堂、1986年を、それ以外の条約と宣言については、松井芳郎他編『国際人権条約・宣言集（第3版）』、東信堂、2005年を参考にした。
- 27) アミン政権による人権侵害によって、25万人とも言われる犠牲者が出た（詳細は、Kuper, Leo. *The Prevention of Genocid*, Yale University Press, New Haven and London, 1985, p.133等を参照）。
- 28) ボカッサは巨額を投じた豪華な戴冠式の開催や、自身所有の工場で作成した高価な制服の着用を児童に強要し、それに背いた者を刑務所に収容、またさらに150人以上を惨殺した（詳細は Welch, Caudel E. Jr "The O.A.U. and Human Rights: Towards a New Definition". *The Journal of Modern African Studies*, Vol.19, No.3, 1981, pp.406-407等を参照）。
- 29) Levitt, Jeremy I. "The peace and security council of the African union: The Known Unknowns". *Transnational Law and Contemporary problems*. Vol.13. 2003. pp.109-137.
- 30) Kannyo, Edward. "The OAU and Human Rights", edited by Yassin El-Ayouty and I. William Zartman. *The OAU after twenty years*, Praeger, 1984, pp.165-166.
- 31) 田畑茂二郎『国際化時代の人権問題』、岩波書店、1988年、191頁。
- 32) "African Conference on the Rule of Law, Report of the Proceedings of the Conference," *Journal of the International Commission of Jurists*, Vol.3, No.1, pp.10-24.
- 33) "Seminar on the Establishment of Regional Commission on Human Rights with Special Reference to Africa, Cairo, Egypt," September 2-25,1969, UN Doc. ST/ TAO/ HR/ 38.
- 34) "Conference of African Jurists on African Legal Process and the Individual." *Journal of African Law* , Vol.15, No.3, 1971, pp.237-239.
- 35) "Seminar on the Study of New Ways and Means for Promotion Human Rights with Special Attention to the Problems and Needs of Africa", DAR ES SALAAM, UNITED REPUBLIC OF TANZANIA 23 October – 5 November 1973, ST/ TAO/ HR/ 48, paras. 108-110, paras. 127-128.

- 36) Monrovia Proposal for Setting Up of an African Commission on Human Rights”, Seminar on the Establishment of Regional Commission on Human Rights with Special Reference to Africa, Monrovia, Liberia, September 10-12, 1979, UN Doc. ST/HR/SER.A/4, Annex I, pp.17-18.
- 37) バンジュール憲章は、憲章の実効性の確保の手段として、人権の促進と保護の両方を任務とする「人及び人民の権利に関するアフリカ委員会」の設立を定めている。その他の手段として、1998年にアフリカ人権裁判所設立議定書が採択され、その設立が定められていることが挙げられる。
- 38) ダカール草案全文は、Heyns, Christof, eds. *Human Rights Law in Africa 1999*, Kluwer Law International, the Hague, 2002, pp.65-77. また、ダカール草案と3章で扱うバンジュール草案のより詳細な内容は、大内勇也「バンジュール憲章における発展の権利と個人の義務—サングールとムバイエの視点から」『国際人権』、第28号、2007年、116-121頁を参照。
- 39) 龍澤邦彦「国連の民主化政策およびアフリカの人権」(松下洸編『途上国社会の現在—国家・開発・市民社会—』、法律文化社、2006年、250-253頁。本稿で述べた2つに加えて、この憲章がOAU加盟国の国内法秩序に導入されたことも特徴として指摘されている。
- 40) ムバイエ、ケバ「アフリカ統一機構」カーレル・バサック編『人権と国際社会(下)』、The Unesco Press, 1984年、880頁。
- 41) 同上。
- 42) サングールの演説全文は、Heyns, *op.cit.*, pp.78-80.
- 43) Ibid.
- 44) Ibid.
- 45) Ibid.
- 46) 大内、前掲論文(注38)、118頁。
- 47) 小田英郎『増補 現代アフリカの政治とイデオロギー』、慶應通信、1975年、9-11頁。
- 48) 土屋哲『近代化とアフリカ - 新しい価値観への挑戦』、朝日新聞社、1978年、206-207頁。
- 49) Senghor, Léopold Sédar. *Liberté I: Négritude et Humanisme*, Éditions du Seuil, Paris, 1964, p.284.
- 50) Ibid.
- 51) Heyns, *op.cit.*, pp.78-80.
- 52) Ibid.
- 53) Vaillant, Janet G. *Black, French, and African: A Life of Léopold Sédar Senghor*, Harvard University Press, Cambridge, 1990, pp.257-258.
- 54) Senghor, *op.cit.*, p.275.
- 55) Heyns, *op.cit.*, pp.78-80.
- 56) Senghor, *op.cit.*, p.277.; Senghor, Léopold Sédar. *LibertéII: Nation et voie Africaine du socialisme*, Éditions du Seuil, Paris, 1971, p.307.
- 57) 廣瀬、前掲書(注5)、21頁。
- 58) 同上。
- 59) 廣瀬、前掲書(注5)、47-48頁。
- 60) 同上、123頁。
- 61) 同上、125頁。
- 62) 同上、126頁。
- 63) 同上、122頁。

- 64) イシェイ、ミシエリン・R『人権の歴史—古代からグローバリゼーションの時代まで』、横田洋三監訳、明石書店、2008年、37頁。
- 65) Vasak, Karel. La Déclaration universelle des droits de l'homme 30 ans après, extrait du Courrier de l'Unesco de Novembre 1977.
- 66) Ibid.
- 67) Mbaye, Kéba. "La droit au développement comme un droit de l'Homme", *Revue des Droits de l'Homme*, Vol.V, V 2-3, 1972, pp.505-534.
- 68) 龍澤、前掲論文（注39）、242-244頁。
- 69) "International Development Strategy for the 2nd United Nations Development Decade", 15 September-17 December 1970, U.N. Doc. A/ 8028.
- 70) Galtung, Johan. United Nations Conference on Trade and Development, Environment and Technology- Towards a Technology for Self-Reliance: study, United Nations, New York, 1979, p.3.
- 71) Dupuy, R.J. (ed) *Le droit a la sante en tant que droit de l'homme: colloque, La Haye, 27-29 Juillet 1978*, Sijthoff & Noordhoff, Alphen aan den Rijn 1979.
- 72) 役割構造を表示するシンボル・システムの形式は、象徴化の過程＝シンボルと現実との間の相互変換過程を経て形成される。「第三世代の人権」及びその一部である「発展の権利」もこのような過程を経て形成されたと考えられる（廣瀬、前掲書（注5）、59頁）。
- 73) バンジュール憲章採択のより細かい過程は、松本祥志「[「アフリカ人権憲章」の成立背景と法的意義—二つの絶対的基準]」、『札幌学院法学』、第3巻、第2号、1986年、113-182頁と、Bello, Emmanuel G. *The African Charter on Human and Peoples' Rights, Recueil des Cours, V*, Brill-Nijhoff, Leiden, 1985, pp.21-31を参照。
- 74) 植民地化されたアフリカは徹底して劣等者の立場に置かれていたため、アフリカの指導者にとっては「アフリカ」という言葉自体をプラスのシンボルに転換させる必要があるという心理が働いた（小田英郎『アフリカ現代政治』、東京大学出版、1989年、10-11頁）。
- 75) 松本、前掲論文（注73）、131-135頁；Ouguerougou, Fatsah. *The African Charter of Human and Peoples' Rights : A Comprehensive Agenda for Human Dignity and Sustainable Democracy in Africa*, Martinus Nijhoff Publishers, the Hague, 2003, pp.36-37.
- 76) Sec. 211, Public Law 94-302, 22 USCA 283y, 290g-299(sup. 1976). ; Sec. 701(f), Public Law 94-118, 91 Stat. 1067 of October 3, 1977.
- 77) ACP-EEC Convention of Lomé, Arts. 40-58, ACP- EEC Convention of Lomé signed on 28 February 1975 and related documents, Secretariat- General, Council of EC. Office for Official Publications of EC.
- 78) 12th General Reports on the Activities of the EC 1978, 1979, p.257.
- 79) "Decision on Human and Peoples' Rights in Africa", OAU Assembly of Heads of State and Government, 16th Session, July 17-20, 1979, OAU Doc. AHG/ 115(XVI), Art. 2(b), reproduced in U. N. GAOR, Vol.34, Annex, Agenda Item 23, UN Doc. A/ 34/ 552, 1979, p.92.
- 80) 松本、前掲論文（注73）、133-134頁。
- 81) Levitt, *op.cit.*, pp.109-137.
- 82) 松本、前掲論文（注73）、121-127頁；田畑、前掲書（注31）、190-191頁。
- 83) ARB, June 1975, p.3664B.

- 84) Z. Cervenka & C. Legum. "The Organization of African Unity in 1979". C. Legum (ed). *Africa Contemporary Record - Annual Suney and Documents (1979-1980)*. vol.XII. London. New York. Africana Publishing Company, 1981, p. A66.
- 85) Thomas, Caroline. *New States, Sovereignty and Intervention*, Gower, Aldershot, 1975, pp.74-75.
- 86) 廣瀬、前掲書（注12）、158頁。
- 87) 廣瀬、前掲書（注5）、53頁。
- 88) 同上、39頁。
- 89) 同上、56頁。

（五十嵐 美華，立命館大学国際関係研究科博士課程後期課程）

An Analysis of the Process of adopting the Banjul Charter from the Perspective of a Theory of Systems and Actions: Acceptance and Coordination of International Norms by Regional Organizations

This paper has three sections. The first section introduces Kazuko Hirose's action system theory. She describes three different types of systems —the interest system, the role system, and the symbol system —enabling us to analyze international society as a complex system.

In the second section, I discuss the process of the adoption and characteristics of the African Charter on Human and Peoples' Rights (also known as the Banjul Charter). It emerged under the aegis of the Organization of African Unity (since replaced by the African Union). In the third section, I analyze the relation between the international community as a whole and the OAU's behavior with the use of Hirose's theory.

I treat a highly complex entity, the global community, as a single whole. In this paper, I focus on the change in the concept of human rights in this community. The Banjul Charter reflects this change and upholds African traditional values. At the end of this paper I prove that OAU was able to work out a compromise between the conflicting demands of self-interest and role expectations which were required from the whole.

(IGARASHI, Mika, Doctoral Program in International Relations, Graduate School of International Relations,
Ritsumeikan University)